平30福個答申第7号 平成30年11月14日

福岡市長 髙島 宗一郎 様 (保健福祉局高齢社会部介護保険課)

福岡市個人情報保護審議会 会長 村 上 裕 章

個人情報の公益上の取扱いについて (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第10条第2項第6号の規定に基づき、平成30年11月6日付け保介第1371号により諮問を受けました「元従業員の勤務先等の情報の提供」の件につきましては、審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 審議会の結論

元従業員の勤務先等の情報を事業所に提供することについては、公益上の必要性が認められるものと判断する。

なお、個人情報の保護の観点に留意し、遺漏なきよう運用されることを要望する。

2 審議の経過

年 月 日	審議の経過
平成30年11月6日	実施機関から諮問(諮問第135号)
平成30年11月13日(第1回目的外利用等審査部会)	審議